水道料金・下水道使用料減免申請書の提出について

平素は菰野町水道事業並びに下水道事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

別紙の水道料金減免申請書および公共下水道使用料減免申請書、農業集落会排水処理施設使用料減免申請書を提出していただくときに、下記の注意点についてご理解を賜りますようお願いいたします。

水道料金

- 水道料金減免申請書には、必要事項を記入の上、申請者氏名の後に押印をお願いします。
- 証明欄には修理業者に修理内容の記入、<u>押印</u>していただき、**修理箇所の写真**(ない場合は修理時の領収書)を添付して下さい。なお、修理業者は<u>菰野町指定給水装置工事事業者のみ</u>とし、それ以外の修理業者による施工は<u>減免の対象外</u>となりますのでご注意ください。指定事業者は町ホームページを参照していただくか、役場上下水道課までお問合せください。

下水道使用料

● 使用料減免申請書には、必要事項を記入の上、申請者氏名の後に押印をお願いします。

減免方法について

- 漏水していた月の使用水量と、通常の使用水量と考えられる月(以下、基準月)の使用水量との差 を漏水量と確認の上、認定します。
- 減免の対象となるのは、**長期の漏水であっても1回の検針分**です。また基準月については、対象となる月の前年同月または修理後初回検針月とします。
- 水道料金の減免は漏水量の1/2の水量から算出した料金となります。
- 下水道使用料の減免は全ての漏水量の料金となります。ただし、漏水した水が下水道管に流れ込んでいる場合は減免対象外です。
- 結果につきましては、減免金額決定後通知します。

※補足※

使用者の過失による漏水といった場合など、減免の対象とならない場合がありますのであらかじめご 了承下さい。

また、検針時期などにより申請後に2ヶ月以上の期間が必要となる場合もございます。

お問い合わせ 菰野町役場 上下水道課 TEL 059-391-1132